

じん肺総合対策普及啓発事業
粉じんばく露防止対策管理教育

～指導者用テキスト～

厚生労働省

このテキストは厚生労働省の委託事業によりテクノヒル株式会社にて作成しました。

目 次

I	肺と呼吸のしくみ.....	1
II	じん肺とは.....	2
III	粉じんの種類とその影響.....	3
IV	じん肺の症状.....	5
V	粉じんばく露の低減措置.....	8
VI	健康的な生活習慣と合併症の予防.....	9
VII	じん肺法のしくみ.....	11
VIII	その他の関係法令.....	13

- (資料 1) じん肺健康診断について
- (資料 2) じん肺健康診断の結果とじん肺管理区分の関係
- (資料 3) じん肺の合併症
- (資料 4) 関係様式
- (資料 5) じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン
- (資料 6) じん肺法及びじん肺法施行規則
- (資料 7) 第 10 次粉じん障害防止総合対策
- (資料 8) 職場における喫煙対策のためのガイドライン (抄)

I 肺と呼吸のしくみ

わたしたちは、呼吸をすることによって肺に新鮮な空気を取り入れ、空気に含まれている酸素を使って栄養物をエネルギーに変え、生きています。まず、鼻や口から吸いこまれた空気は、のど（咽頭）を通り、食べ物を通る食道と分かれて肺へ通じる気管という管を通ります。この気管は、左右の気管支に分かれ左右の肺へとつながっています。気管支は、木の枝と同じように何回もの枝分かれを繰り返して、最後には太さ 0.5 ミリメートルくらいの細い管（細気管支）になります。この管の末端が肺胞という数億個の小さな袋になっています（図1）。この多数の肺胞の表面積は、全体でテニスコート程の広さにまでなります。

吸いこまれた空気はこれらの肺胞に到達します。

肺胞は、毛細血管という細い血管によって網の目のように取り囲まれています。心臓から送りこまれた血液は、この肺胞の周りの毛細血管を通る間に、血液中の炭酸ガスを肺胞へ送り、肺胞内の空気中に含まれる酸素を血液に取り込むという「ガス交換」を行います。

酸素を取り入れた血液は、再び心臓に戻り、ここからさらに全身に送られて細胞や組織に酸素を与えるしくみになっています。

細胞や組織は、血液を通して供給された酸素を使って栄養物をエネルギーに変えています。これが命の源と言えます。

血液は、その中に取りこんでいる酸素を絶えずこれらの細胞や組織に与え、一方では、細胞や組織から炭酸ガスを受けとって、静脈に流れこみます。静脈の血液は、やがて心臓に戻り、肺に送りこまれます。

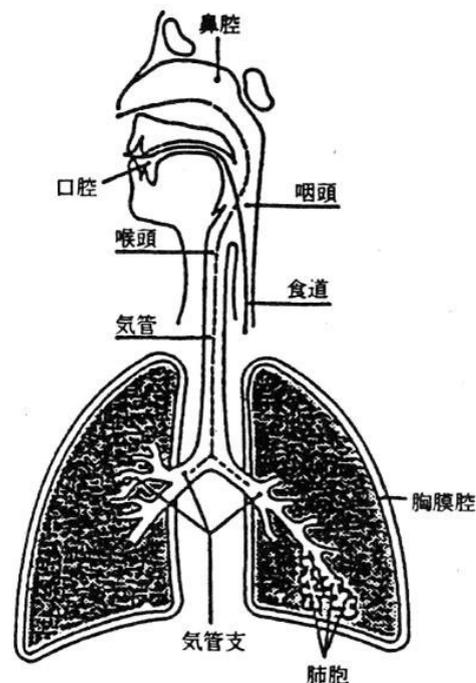


図1 呼吸器系全景（模型図）

「じん肺・粉じん作業マニュアル」より

ここで、肺が空気を吸いこむ「呼吸」ということについて説明することにします。空気を吸いこむ仕組みは、肺自身の力で空気を吸いこむものではありません。胸、背中、腹の筋肉と横隔膜（これも筋肉の一種）の動きが肺の周りの胸膜でおおわれた壁（胸かきという）を押しひろげ、そのために肺がふくらみ、空気が吸いこまれるのです。

一方、息をはき出すのには、普通、これらの筋肉のはたす役割はわずかで、ゴム風船が縮むときと同じように、主として肺自身の弾力性によって縮み、息をはき出されます。気道のどこかに痰がたまったり、あるいは喘息のように気管支がけいれんを起こして狭くなると、空気をはき出しにくくなり、呼吸困難（息苦しさ）が起こってきます。病気のある気管支は空気を早くはき出すと、狭くなりやすくなる性質をもっています。喘息の発作のときに、患者さんが口笛を吹くように口をとがらせてゆっくりと空気をはき出しているのをよく見かけますが、これは先に述べましたように、ゆっくりと空気をはき出すことによって、気管支が狭くならないようにすることができることを経験的に知った、言い換えれば、患者さんが自然に身につけた合理的な方法なのです。

II じん肺とは

土ぼこりや金属の小さな粒子などの無機物または鉱物性の粉じんの発生する仕事で、長い年月にわたってその粉じんを多量に肺に吸い込み、粉じんに肺が反応して変化を起こした病気をじん肺といいます。

じん肺では、線維増殖（線維成分という体を支持する組織が増加する変化）を主とする変化を肺に生じますが、その程度にはさまざまな段階があります。

じん肺の代表である珪肺（土や石の成分である珪酸（けいさん）によっておこるじん肺）について説明します。

肺全体を機械にたとえますと、呼吸に関係のある肺胞、気管支、血管などの組織が、部品の一つ一つに相当し、それらをつなぎ合わせ、くずれないようにする接着剤にあたるものが、支持組織とよばれる線維のような組織ということができます。

粉じんが、肺の奥深く吸いこまれて沈着すると、異物である粉じんを取り囲んで、それを取り除こうとする反応（炎症）が起こり、その反応が激しいと肺の組織が傷つきます。傷つけられた組織を修復するために、肺の中に線維性の組織が増えてきます。線維性の組織が増え過ぎますと肺胞、細気管支、血管などがこわされて行きます。珪肺には、線維の増える場所が、細気管支や血管の周りに起こりやすいという特徴があり、細気管支が押しつぶされたり、曲げられたり、引っ張られたり、こわされたりして、空気の入りを妨げられるようになります。この場合、空気をはき出すのが難しくなる気道系の障害（呼出障害または気道閉塞という）が現れてきます。

粉じんによって肺に線維性組織が増えすぎると肺は本来の弾力性を失って硬くなり、言い換えれば縮みにくくなります。前にも述べたように、肺は膨らんだゴム風船が縮むのと同じように、肺のもつ弾力性（縮みやすさ）によって縮むのですが、肺が硬く、さらに気管支にも障害があると、肺の奥から空気をはき出すことが難しくなります。一方では細気管支、肺胞などの境の壁がこわされ、空気の入りが少ない肺気腫といわれる状態になります。肺胞と毛細血管との間のガス交換も、それらに増えた厚い線維の壁や肺気腫によって円滑に進まなくなります。喫煙や、気管支炎が長期間続くと、気道系の障害が進みます。このような状態が進んできますと肺からの酸素の取り入れや二酸化炭素の放出が不十分となり、血液中の酸素が不足し息苦しさ（呼吸困難）が起こることになります。ただし、人間の肺には相当の余力がありますので、じん肺の所見がある場合であっても、必ずしも呼吸困難が起るわけではありません。ただし、現在の医学では、じん肺で破壊された肺をもとにもどす有効な治療の方策はないため、これ以上肺を破壊しないことと肺の機能を少しでも回復することが大切です。

また、じん肺にかかりますと、じん肺だけでなく、様々な疾病を合併して発症することがあります。その中でも特にじん肺と関係の深い合併症は、次の6つとされています。

- ・肺結核
- ・結核性胸膜炎
- ・続発性気管支炎
- ・続発性気管支拡張症
- ・続発性気胸
- ・原発性肺がん

Ⅲ 粉じんの種類とその影響

じん肺の原因となる主な粉じんを粉じん発生の職場とともに示しました。主として線維増殖を強く起こしやすいと考えられている順に、並べてあります。

粉じん	発生職場
珪酸	採石、金属鉱山などの採鉱、炭鉱などの岩盤掘進、ずい道掘削、鋳物製造、セラミック製造、陶器製造、金属精錬、研磨、製鉄、セメント製造、機械器具製造、珪酸化学工業の工程、石材加工、砂吹き付け作業、反射炉製造、耐火レンガ製造、とぎ粉製造、シリコン製品製造、ガラス製品製造
石綿（注）	石綿鉱山採掘、石綿加工（石綿糸、石綿布、石綿板、石綿紙、石綿建材、石綿セメント、石綿パッキング、ジョイントシート、ブレーキライニング、クラッチチェンジング、断熱性石綿製品、防火服、電気・熱絶縁材料）、間接的に石綿を扱う作業（鉛管工事、発電所建設、造船、建物などの粉砕）
タルク	滑石粉砕、絵の具製造、セラミック製造、屋根材料製造、殺虫剤製造、化粧品製造、医薬品製造、ゴム加工、製糸、製紙、織物製造
カオリン	乾燥カオリンの粉砕・袋詰め
ろう石	るつぼ製造、アート紙の塗料製造、グラスファイバー製造、タイル・陶磁器の原料調合、耐火材製造、タイルうわ薬の調合
アルミニウム	アルミニウム粉末製造
アルミナ	ボーキサイト精錬
珪藻土	珪藻土採掘・粉砕、竈製造、建材製造、耐火金庫製造、絶縁剤製造、断熱材製造、陶器のうわ薬製造、フィルター製造（酒、ビール、果汁など）
比較的軽いじん肺	
石炭	炭坑の採炭、選炭など、石炭の粉砕
黒鉛	黒鉛精錬、電極製造、鉛筆製造、鋳造材料調合、潤滑剤製造、ゴム製品製造
炭素	製墨、カーボンブラック製造
活性炭	脱臭剤製造、吸着剤製造
酸化鉄	溶接、アーク溶接、グラインダー作業、研磨作業、製鋼
赤鉄鉱	赤鉄鉱採掘

（注）石綿（0.1%を超えるもの）は、原則使用禁止。

じん肺の進行は、肺の中にたまった粉じんの質と量によって、大きく影響を受けると考えられています。

質について言えば、線維増殖を強く起こすものは、一般に進みやすくその速さも速いと考えられており、量は多量であるほど進行します。

珪肺のように、線維増殖を強く起こすじん肺でも、肺の中の粉じんの量がごく少量であれば、目に見えるほどは進行しません。一方、活性炭肺のように線維増殖性がごく弱いじん肺でも、肺の中に大量に粉じんがたまりますと目立った進行を見せます。

一般にはエックス線写真でじん肺の変化が軽ければ、症状や肺機能の障害はごく軽いかまたは全く認められません。じん肺が進んでくるとエックス線写真の変化も大きくなり、症状や肺機能の障害が出現したり、重い方向に向かうこととなります。従ってじん肺では、吸入した粉じんの種類と量、粉じん作業従事期間、エックス線写真の変化、症状、肺機能障害の程度を知ることが、診断上も、治療上も非常に重視されます。そして将来そのじん肺の病状が進んでいく性質を持つものかなどを知る上でも重要です。

IV じん肺の症状

胸部エックス線写真で、ある程度以上のじん肺の所見が認められる場合でも、じん肺の種類によっては、全く症状を示さないものもあれば、石綿肺や珪肺のように比較的早い時期から症状を示すものなどさまざまです。じん肺の主な症状を次に示し、注意すべき変化を記載しましたが、症状の変化からじん肺の状態が安定しているのか、進展しているのかを注意しておき、症状の変化に気がついた時には、かかりつけの医師に相談することが大切です。

1 じん肺の症状

(1) 息切れ（呼吸困難）

じん肺の有所見者が訴える症状のうち、最も多く、また最も重要な症状は息切れです。

初めは労働している時や、坂道、階段を昇るときにだけ自覚されますが、病気が進むにつれて平地でのゆっくりした歩行にも息切れが現れてきます。息切れの程度が急に進んだ場合には、病状が大きく変化した場合が多く、時には急いで治療をしなければならないこともあります。したがって、常日頃、自分の持つ息切れの程度がどの程度のものかを知っておくことが、急な変化を知る上で大切なこととなります。また、後で詳しく説明しますが、運動療法を実行しますと、息切れの程度が軽くなっていきますので、目安となります。

息切れの程度を表すには、H. J 分類（Hugh-Jones 分類）があります。

（参考）H. J 分類（Hugh-Jones 分類）

1 度	同年齢の健康者と同様に仕事ができ、歩行、登山あるいは階段の昇降も健康者と同様にできる。
2 度	平地を歩くには差し支えないが、坂や階段で息切れを感じる。
3 度	健康者並には平地で歩けないが、自分のペースでなら1km以上歩ける。
4 度	50m以上歩くのに一休みしなければ歩けない。
5 度	話したり、着物を脱ぐのにも息切れがして、そのため屋外に出られない。

(2) 咳、痰

咳や痰はじん肺にふつうに見られる症状です。痰の出ない「空咳」があるか、痰を出すためにする咳があるか、咳は激しいかまたは軽いか、痰の色は茶褐色や黒色か、膿性（膿のように黄色か黄緑色か）か、血がまじっているか、痰の量が多くなってきたか、痰を出しやすいか、出しにくいかなどの注意が必要です。

膿性の痰は、じん肺の病変に細菌の感染が加わった気管支炎、肺炎、結核などの可能性がありますので、医師の診察を受ける必要があります。

血が混じった痰は、肺がん、結核、気管支拡張症などの可能性があります。

(3) その他の症状

チアノーゼの有無（血液中の酸素が不足して、顔色や唇の色、爪の色が紫色に見える場合）、動悸（胸がドキドキする）、喘鳴（ぜんめい、のどがぜいぜいする）、胸や背中の痛み、全身がだるい、食欲がない、手足がむくむ、体重が増えてきた、または減ってきたなどの変化にも注意することが大切です。

2 その他の症状で気をつけるべき変化

(1) 風邪をひいて、なかなか治らない場合

単なる風邪ではなく気管支炎を起こしている場合もあります。気を付けていただきたいこととして、一般に「風邪薬」として売られているものに頼りすぎないことが大切です。こうした薬の中には痰を固める作用を持つものが少なくありません。しかし、気管支炎の場合、特にじん肺の所見を持つ方では、痰を軟らかくして、体の外に出し易くする必要があります。というのは、こうした薬で痰を固くすることは逆効果をもたらす場合があるからです。自己流の治療を続けることは危険な場合がありますので、かかりつけの医師によく相談するよう指導して下さい。

(2) 熱が続く場合

はじめは風邪と思ったが、その後一向によくなりず、いつまでも微熱が続くような場合や高熱が出た場合には、その他の病気が存在する可能性が考えられます。医師の診察を受けて、原因を確かめてもらうよう指導して下さい。

また、自己流に「熱さまし」を服用して、時間を無駄にすることのないように指導して下さい。

(3) 横になると息が苦しい場合

座っているときより、横になったときの方が息が苦しいという場合には、じん肺の所見を持つ方の場合には気を付ける必要があります。肺に水が溜まっている兆しであるかもしれません。あるいは、肺炎の兆候の場合もありますので注意して下さい。

(4) 食欲がなくなった場合や急にやせた場合

体調が悪い兆候です。原因は色々ありますが、自己診断をしないで医師に相談するよう指導して下さい。酒、タバコがまずくなった時も同様です。

(5) やたらに眠い場合

この場合も原因は色々ですが、肺炎などのために血液に含まれる酸素が異常に減少し、あるいは二酸化炭素が増加した兆候である場合がありますので、医師の診断を受けるよう指導して下さい。

3 痰の出し方

じん肺と痰とは、大変密接な関係にあります。じん肺の所見を持つ方では、余り気にとめずに、習慣的に痰を出す方が少なくありません。

気管・気管支・細気管支など空気の通り道をきれいにするために造られた粘液（これが体外に排出されると「痰」になるわけですが、まだ体外に出されない粘液もここでは「痰」と呼ぶことにします。）が呼吸器の病気がある場合には、吐き出されないで溜まりますと、それが細菌を増やす培地のようになってしまふとともに、空気の通り道を狭くして呼吸困難をひどくすることになりかねません。空気の通り道にある痰は本来透明な液体なのですが、細菌などの感染があると膿のようになります。また固まると栓のようになって気管支・細気管支を塞いでしまうことさえあります。

気管・気管支の中の痰を吐き出し易くするためには、まず、適度に湿り気を与えることが必要です。部屋の中の空気に湿り気を与えること、特に寒い季節に暖房を使っている場合には、空気が乾かないような工夫をして下さい。ストーブなど暖房器具の上に洗面器などに水を入れて湯気をたてることが有効です。運動をすること、腹式呼吸をすること、大きな声をだすことなどが役に立ちます。

腹ばいになって枕を腹に抱え、頭を低くして腹を高くすると、体内の痰が外に出やすくなります（体位排痰法）。この時誰かに手を貸してもらい、片手の掌を体の表面に密着させ、反対の手で拳固をつくり、その拳固の腹で胸に密着させた手の背を軽く叩くと痰が出やすくなります。また、同じ効果を造るために「フラッター」という笛の形をした道具があります。これをくわえて深呼吸すると気管・気管支の中に空気力で「揺さぶり」をかけることができ、これによって痰を出しやすくすることができます。これは高価なものではありませんから購入しておき、ふだんから使い慣れておくといでしょう。

以上は自分で、または自宅で家人の力を借りてできる簡単な方法ですので、是非心掛けるよう指導して下さい。

すでに述べたことですが、市販の風邪薬の多くは体内の痰を固める作用を持っています。ここで述べた「痰を出す」ということとは全く逆の作用を持ちますので乱用することのないように指導して下さい。

また、喫煙は気管支・細気管支の中で痰を造る量を高めますので、じん肺の所見を持つ方は禁煙するように指導して下さい。

以上述べたことは生活の一部としての努力事項です。もし、これで十分な効果がなければ医師に相談するよう指導して下さい。

V 粉じんばく露の低減措置

Ⅲ項で説明したように、じん肺の進行は肺の中にたまった粉じんの質と量によって、大きく影響を受けると考えられます。従って、どのじん肺の場合でも肺の中への粉じんの吸入量をできるだけ少量に抑えることが、じん肺の進展を抑える上にもっとも大切な事と言えます。肺の中の粉じんをこれ以上増やさないためには、粉じん作業から離れて別な職場に移ることがもっとも望ましいことですが、いろいろな事情ですぐには配置転換ができない場合でも、作業を密閉化、自動化、遠隔化するなどによって粉じんの発生源から離れることのほか、局所排気装置等の設置、湿潤化などの粉じんの発生を抑制する発生源対策をとることが大切です。また、必要に応じて、たい積粉じんの清掃や作業環境測定を適宜、実施することが重要です。特に、「特定粉じん発生源」については、発生源対策が義務づけられています。

また、じん肺防止のためには、作業環境の改善が第一ですが、環境改善を進めた上で粉じんの個人ばく露を更に低減させる場合や臨時の作業等で最適な作業環境が得られない場合には、粉じんの吸入を防止するために呼吸用保護具を着用する必要があります。防じんマスクについては、国家検定合格品であるもので、個々の労働者に適しているものを使用するとともに、常に点検及び手入れを励行して十分性能を発揮できる状態に保持して下さい。

なお、粉じん作業用の有効な呼吸用保護具として「防じんマスク」、作業者がより呼吸しやすい「電動ファン付き呼吸用保護具（粉じん用）」、「送気マスク」等があります。防じんマスクには、ろ過材を一定期間ごとに取り替えて使用する「取替え式防じんマスク」、一定の使用限度時間に達したら廃棄する「使い捨て式防じんマスク」等があります。

VI 健康的な生活習慣と合併症の予防

じん肺の所見がある場合には、じん肺の悪化をとめ、また肺の機能を維持するためにも、自ら、より適切な健康管理を行う必要があります。次のことはじん肺の所見を持つ方が、日常生活で特に心がけ、実行しなければならないことです。

なお、じん肺に合併症（資料 3 を参照して下さい）が加わりますと、合併症の種類や程度によってはじん肺を進行させることがあると考えられております。したがって合併症にかからないように、日頃から一般的な健康管理を心がけることも大切なことです。

1 禁煙

タバコを吸うことは、健康に対して様々な悪影響をもたらせます。タバコの煙にはいろいろな化学物質が混じり合っており、その中には癌を起こしたり、細胞を傷つけたりする物質も含まれています。

喫煙の害は本人に対するものと他人に対するものがあり、その主なものは次のとおりです。

（1）肺の病気に対する影響

喫煙は、気管支粘膜の繊毛や肺胞を破壊して慢性気管支炎や肺気腫を起こし、気道を傷つけてせばめ、肺の働きを落とします。このため、じん肺の所見がある方にとっては呼吸困難の障害の進行を早める可能性があります。

（2）心臓病と脳卒中

喫煙は高血圧、高コレステロール血症とともに心臓病、脳卒中の危険因子です。禁煙をするとこれらの病気の発生を低下させることができるので、心臓病や脳卒中の予防や再発防止のためにも、禁煙がぜひ必要です。

（3）がん

肺がん、咽頭がんなど、多くのがんの発病に喫煙が関係しています。特に石綿肺の方が喫煙を続けていますと、タバコを吸わない一般の健康な人に比べて、数十倍も肺がんになるおそれがあるといわれております。

（4）受動喫煙

タバコは吸っている本人の健康を害するのみならず、タバコを吸っている脇にいる人の健康にも上記(1)～(3)に見られるような悪影響があると言われております。

2 かぜをひかないよう注意する

軽いかぜ（感冒）はくしゃみ、鼻水、鼻づまりなどさまざまな症状を引き起こしますが、こじらせると気管支炎や肺炎などに進行します。一般の方々には意外に知られていないようですが、市販の感冒薬（かぜ薬）には気管・気管支の表面を覆う粘膜を乾かすことにより、痰を減らす成分が含まれています。じん肺の所見をもつ方の場合には、痰を柔らかくして体の外に出しやすくすることが是非必要なのですが、感冒薬には逆の効果があります。感冒薬の濫用、長期服用はやめるよう指導して下さい。また、あなたがじん肺の所見をもつことを知らない医師には、この旨を申し出て処方工夫をしてもらおうよう指導して下さい。かぜを引かないように、また、かぜを引いてしまった場合には無理をしてこじらせないように注意をすることが大切です。

そのためには、特にかぜの流行する冬には、人ごみを避けたり、外出した場合には、うがいをする

など、予防について心がけることが大切であることを指導して下さい。

3 食生活に気をつける

食塩のとりすぎや、ビールやお酒などの飲みすぎは、高血圧の原因となり、心臓病や脳卒中の原因となります。また、動物性脂肪のとりすぎは、動脈硬化の原因となり、心臓病の原因となります。加えて、食生活の偏り、食べ過ぎなどは生活習慣病の原因となりますので、注意をするよう指導して下さい。じん肺と生活習慣病とは直接関係はありませんが、じん肺によって肺の働きが悪くなると、他の病気がないにこしたことはありません。また、食生活を改善すれば結果として、よい健康管理につながります。

4 規則正しい生活を心がける

睡眠不足や不規則な生活は万病のもとといわれています。睡眠を十分にとり、規則正しい日常生活を送り、自分のリズムを守ることが一般的な健康管理として大切です。

5 適度な運動をする

健康を維持し、運動能力の低下を防止するためには、散歩などの無理をしない程度の適度な運動を継続的に行うことが大切です。万歩計を用いて、1日どのくらい歩いているか、記録すると、自分の運動量を知る目安になります。

運動不足は、呼吸を含めた体の機能を低下させてしまうので、家の中に閉じこもっていることは、健康の維持のうえで大きなマイナスになります。ただし、自分の運動能力を超えた過激な運動は却って体の必要な酸素を不足させてしまい、特にじん肺によって呼吸の能力が低下している方では、心臓などに過度の負担をかけてしまうこともあるので注意が必要です。

「適度な運動」をもう少し具体的に説明しましょう。急に激しい運動をするのはやめて下さい。軽い運動から始めて徐々に体を慣らし、運動の程度を上げてゆきます。このとき、ある程度息切れを起こしても心配ありません。むしろ軽い息切れを感じる位に積極的に試みるよう指導して下さい。運動を始める前に脈拍数を数え、この安静にしたときの脈拍数を1分間あたり10ないし20回上回る程度の運動をするよう指導して下さい。ただし、平常と同じ程度の運動で異常な息切れ、呼吸困難を感じる場合、例えばふだんは一気に登れる坂道・階段が息苦しくて登れない時は注意信号と考えて医師の診察を受けるよう指導して下さい。

運動による疲労は1時間以内に回復できることを目安とし、過度の運動による疲労を後々まで持ち越すことのないように指導して下さい。不必要な安静が健康に有害であると同様に体力の限界を越えた運動もまた有害なのです。冬の冷たい空気を肺に吸い込むと、気管支が「けいれん」を起こして、狭まって、胸が痛くなったりしますので、マスクやマフラーで冷たい空気を直接吸わないようにするのが良いでしょう。

VII じん肺法のしくみ

じん肺法は、じん肺に関する健康管理のための法律で、じん肺健康診断、じん肺管理区分および管理区分に応じて事業者のとるべき措置等が規定されています。その概要は次のとおりです。

(1) じん肺健康診断

事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者に対してじん肺健康診断を実施しなければなりません。定期に行われるじん肺健康診断は、じん肺の所見のない者の場合は3年以内ごとに1回、じん肺の所見のある者の場合は1年以内ごとに1回の頻度となっています。（表）

なお、この他に就業時健康診断、定期外健康診断、離職時健康診断があります。

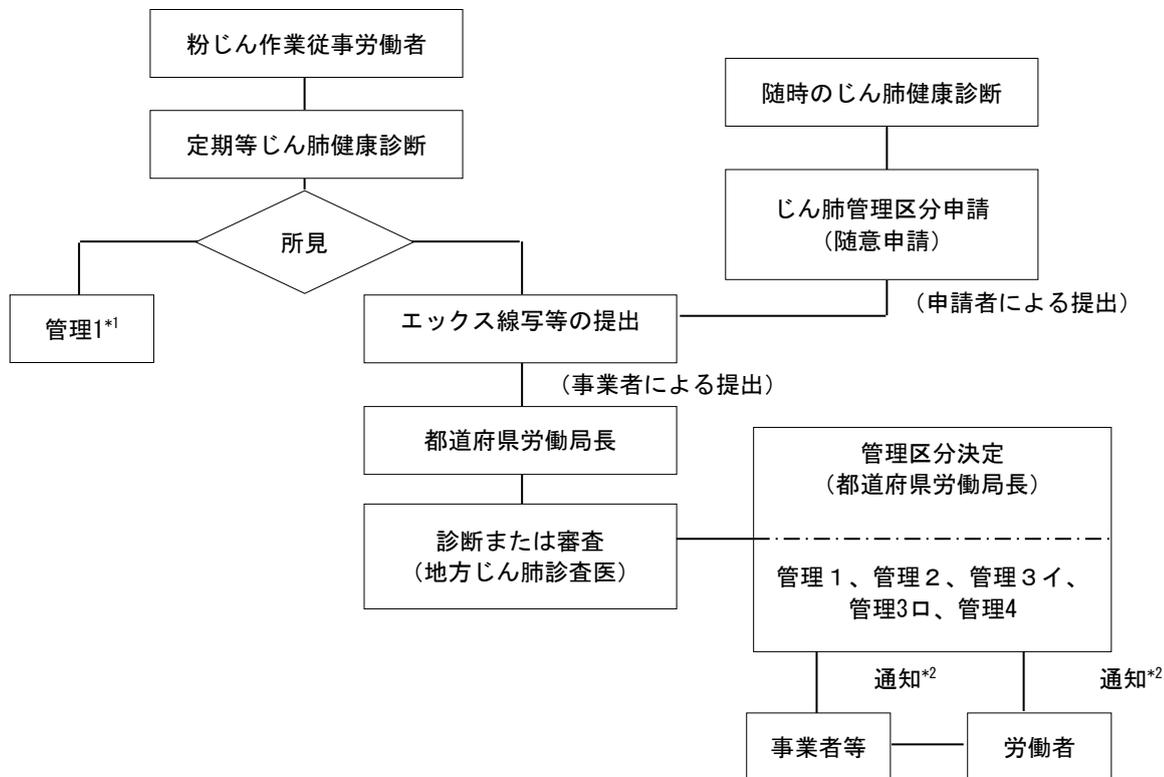
（表）じん肺の定期健康診断

粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2・3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

(2) じん肺管理区分の決定

事業者は、じん肺健康診断を行った結果、じん肺の所見のある労働者について、エックス線写真とじん肺健康診断結果証明書を都道府県労働局に提出しなければならないこととなっています。

都道府県労働局においては、地方じん肺診査医により診査が行われ、その労働者についてのじん肺管理区分が決定され、事業者へ通知されます。（図2）



* 1 従事管理2以上であった労働者が管理1となった場合には、随時申請を行うこと。

* 2 事業者による提出の場合：事業者へ
随時申請の場合：随時申請者へ

図2 じん肺管理区分決定の流れ

(3) 事業者のとりべき措置

使用する労働者のじん肺管理区分の決定の通知を受けた事業者は、じん肺管理区分を労働者に通知しなければなりません。

また、管理2および管理3イと決定された労働者については、就業場所を変更したり、粉じん作業に従事する時間を短縮するなど粉じんにさらされる度合いを減らすように努力しなければなりません。

さらに、都道府県労働局長は、管理3イと決定された粉じん作業者を雇用する事業者に対して、粉じん作業以外の作業に転換させるように作業転換の勧奨ができることになっています。

管理3ロと決定された場合は、都道府県労働局長が事業者に対して粉じん作業以外の作業に転換するよう、作業転換の指示ができることになっています。

これらのことを図にして整理したのが、図3です。

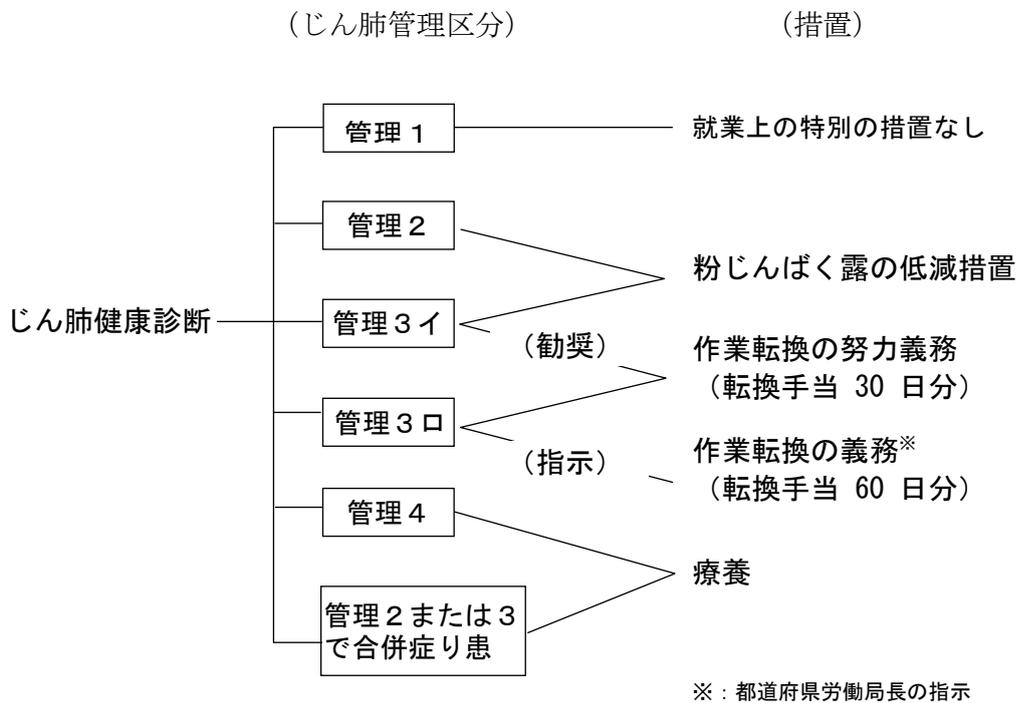


図3 じん肺管理区分に基づく就業上の措置

VIII その他の関係法令

じん肺法による健康管理の他に、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則等によって、粉じん作業が定められており、その粉じん作業ごとに別表に示すように呼吸用保護具の使用が義務づけられています。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

労働安全衛生法施行規則（昭和47年労働省令第32号）

粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）

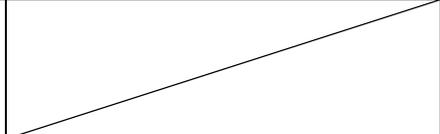
石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

じん肺法（昭和35年法律第30号）

じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）

作業環境測定法（昭和50年法律第28号）

別表 粉じん作業別の呼吸用保護具を使用すべき作業一覧

粉じん作業 (じん肺法施行規則別表)	粉じん作業 (粉じん障害防止規則別表第一)	呼吸用保護具の着用 (粉じん障害防止規則別表第三)
<p>一号 土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。</p> <p>ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業</p> <p>ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業</p>	<p>一号 鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。</p> <p>ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業</p> <p>ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業</p>	<p>一号 別表第一第一号に掲げる作業のうち、坑外において衝撃式削岩機を用いて掘削する作業</p>
<p>一の二号 ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業</p>	<p>一の二号 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業</p>	<p>一の二号 別表第一第一号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて掘削する場所における作業</p> <p>(粉じん則第27条) 電動ファン付き呼吸保護具を使用</p>
<p>二号 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。）</p>	<p>二号 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。）</p>	<p>二号 別表第一第二号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（第二号の二に掲げる作業を除く。）</p>
<p>三号 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。</p> <p>ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p> <p>ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業</p> <p>ハ 設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業</p>	<p>三号 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。</p> <p>ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p> <p>ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業</p>	<p>二号 別表第一第三号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（第二号の二に掲げる作業を除く。）</p> <p>七号 別表第一第三号に掲げる作業のうち、手持式動力工具を用いて、鉱物等を破碎し、又は粉碎する作業</p>
<p>三の二号 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p>	<p>三の二号 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p>	<p>二号 別表第一第三号の二に掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（第二号の二に掲げる作業を除く。）</p> <p>二の二号 別表第一第三号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p> <p>(粉じん則第27条) 電動ファン付き呼吸保護具を使用</p>
<p>四号 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。</p> <p>ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。</p>	<p>四号 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。</p> <p>ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。</p>	
<p>五号 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）</p>	<p>五号 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）</p>	<p>三号 別表第一第五号に掲げる作業</p> <p>(粉じん則第27条) 送気マスク又は空気呼吸器に限る。</p>

<p>粉じん作業 (じん肺法施行規則別表)</p>	<p>粉じん作業 (粉じん障害防止規則別表第一)</p>	<p>呼吸用保護具の着用 (粉じん障害防止規則別表第三)</p>
<p>五の二号 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業</p>	<p>五の二号 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業</p>	<p>三の二号 別表第一第五号の二に掲げる作業</p> <p>(粉じん則第27条) 電動ファン付き呼吸保護具を使用</p>
<p>五の三号 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業</p>	<p>五の三号 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業</p>	<p>三の三号 別表第一第五号の三に掲げる作業</p>
<p>六号 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(第十三号に掲げる作業を除く。) ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業 ロ 設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業</p>	<p>六号 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(第十三号に掲げる作業を除く。) ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。</p>	<p>四号 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業</p> <p>五号 別表第一第六号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業</p>
<p>七号 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。) ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く</p>	<p>七号 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。)</p>	<p>五号 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業</p> <p>六号 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具(研磨材を用いたものに限る。七号において同じ。)を用いて岩石、鉱物若しくははばり取りし、又は金属を裁断する作業</p> <p>六の二号 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋外において手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又ははばり取りする作業</p>
<p>八号 鉱物等、炭素を主成分とする原料(以下「炭素原料」という。)又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業(第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。) ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 水又は油の中で動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業 ロ 設備による注水又は注油しながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業 ハ 屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破砕し、又は粉碎する場所における作業</p>	<p>八号 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業(第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。) ただし、水又は油の中で動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。</p>	<p>七号 別表第一第八号に掲げる作業のうち、手持式動力工具を用いて、鉱物等を破砕し、又は粉碎する作業</p> <p>七の二号 別表第一第八号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、炭素原料又はアルミニウムはくを破砕し、又は粉碎する作業</p>

粉じん作業 (じん肺法施行規則別表)	粉じん作業 (粉じん障害防止規則別表第一)	呼吸用保護具の着用 (粉じん障害防止規則別表第三)
<p>九号 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(第三号、第三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。)</p>	<p>九号 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(第三号、第三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。)</p>	<p>八号 別表第一第九号に掲げる作業のうち、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み卸す作業</p>
<p>十号 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業</p>	<p>十号 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業</p>	
<p>十一号 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(次号から第十四号までに掲げる作業を除く。)</p>	<p>十一号 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(次号から第十四号までに掲げる作業を除く。)</p>	
<p>十二号 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。 ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>	<p>十二号 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。 ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>	
<p>十三号 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。 ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業 ロ 水の中で原料を混合する場所における作業</p>	<p>十三号 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。 ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業 ロ 水の中で原料を混合する場所における作業</p>	<p>九号 別表第一第十三号に掲げる作業のうち、原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又は窯の内部に立ち入る作業</p>
<p>十四号 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。 ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>	<p>十四号 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。 ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>	<p>十号 別表第一第十四号に掲げる作業のうち、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しするため、炉の内部に立ち入る作業</p>
<p>十五号 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業(第七号に掲げる作業を除く。)。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。</p>	<p>十五号 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業(第七号に掲げる作業を除く。)。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。</p>	<p>十一号 別表第一第十五号に掲げる作業のうち、砂型を造型し、型ばらし装置を用いないで、砂型を壊し、若しくは砂落としし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鋳ばり等を削り取る作業</p>

粉じん作業 (じん肺法施行規則別表)	粉じん作業 (粉じん障害防止規則別表第一)	呼吸用保護具の着用 (粉じん障害防止規則別表第三)
<p>十六号 鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業(水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。)</p>	<p>十六号 鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業(水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。)</p>	<p>十二号 別表第一第十六号に掲げる作業</p>
<p>十七号 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鑄込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鑄込みする場所における作業を除く。</p>	<p>十七号 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鑄込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鑄込みする場所における作業を除く。</p>	<p>十二の二号 別表第一第十七号に掲げる作業のうち、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れる作業</p>
<p>十八号 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業</p>	<p>十八号 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業</p>	<p>十三号 別表第一第十八号に掲げる作業のうち、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、又は容器に入れる作業</p>
<p>十九号 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業</p>	<p>十九号 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業</p>	<p>十四号 別表第一第十九号に掲げる作業</p>
<p>二十号 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業</p>	<p>二十号 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業</p>	<p>十四号 別表第一第十九号に掲げる作業</p>
<p>二十の二号 金属をアーク溶接する作業</p>	<p>二十の二号 金属をアーク溶接する作業</p>	<p>十四号 別表第一第二十号の二に掲げる作業</p>
<p>二十一号 金属を溶射する場所における作業</p>	<p>二十一号 金属を溶射する場所における作業</p>	<p>十五号 別表第一第二十一号に掲げる作業のうち、手持式溶射機を用いて金属を溶射する作業</p>
<p>二十二号 染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業</p>	<p>二十二号 染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業</p>	<p>十六号 別表第一第二十二号に掲げる作業のうち、染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しする作業</p>
<p>二十三号 長大ずい道(著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。)の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタンパーにより道床を突き固める場所における作業</p>	<p>二十三号 長大ずい道(じん肺法別表第二十三号の長大ずい道をいう。)の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタンパーにより道床を突き固める場所における作業</p>	<p>十七号 別表第一第二十三号に掲げる作業のうち、長大ずい道の内部においてホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタンパーによりずい道を突き固める作業</p>
<p>二十四号 石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業</p>	<p>石綿障害予防規則第14条 石綿等の切断等の作業</p>	<p>石綿障害予防規則第14条 呼吸用保護具の使用 (解体等の作業を行う場合における石綿等を除去する作業を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離を行った作業場所においては、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る)</p>

資料 1

〈じん肺健康診断について〉

じん肺健康診断の内容は、次のようになっています。

- ①粉じん作業の職歴の調査
- ②胸部エックス線直接撮影
- ③胸部臨床検査
- ④肺機能検査
- ⑤結核精密検査その他合併症に関する検査

①の粉じん作業歴の調査は、じん肺を診断するために最も基礎となる事項ですから、過去の職歴について、出来るだけ詳しく記載しなければなりません。

②の胸部エックス線直接撮影の検査は全員に行い、エックス線写真の像を次のように分類します。

型	エックス線写真の像
第1型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第2型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第3型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第4型	大陰影があると認められるもの

これらの数字は、大きい方がじん肺が進んでいることを表しています。

この検査の結果、じん肺の所見が見られた場合（エックス線写真の像が第1型以上の場合）には③、④の検査を行います。なお、③の胸部臨床検査は問診または問診票によって行いますので、正確に答えるようにしてください。

なお、じん肺管理区分決定通知書ではエックス線写真の型を次のように記載しています。

型	エックス線写真の像
PR0	じん肺の所見がない
PR1	エックス線写真の像が第1型である
PR2	エックス線写真の像が第2型である
PR3	エックス線写真の像が第3型である
PR4 (A, B)	エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である
PR4 (C)	エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である

④の肺機能検査は次のような方法で行います。

イ スパイロメトリー検査：肺活量を測定するもので、ゆっくり呼吸した場合にどのくらいの量の空気を吸い込み、または吐き出すことができるかを調べる検査です。この検査の結果得られた肺活量を同性同年齢の肺活量基準値と比較したパーセント肺活量を計算します。

もう一つは、空気をできるだけ早く吐き出す検査です。このとき、最初の1秒間に吐き出した空気の肺活量に対する割合を1秒率といいます。先に述べたように、呼吸器系に病気があったり、気管支が細くなっているときは、1秒率が小さい値をとることになります。

ロ フローボリューム検査：気道（気管や気管支）の状態を評価します。

ハ 血液ガスの分析 : ③の検査またはイ、ロの検査の結果じん肺による著しい肺機能障害の疑いがあると診断された人と、じん肺のエックス線の像が第3型 [PR 3] と第4型の一部 [PR 4 (A, B)] の人は、腕 (または大腿) の動脈から血液を採取し、血液中の酸素分圧と炭酸ガス分圧を測定します。そして、これらの結果から肺機能障害の有無について判定されます。

これらの肺機能検査の結果から肺機能障害の有無・程度を判断し、次のように区分することになっています。

- F (-) じん肺による肺機能障害がない
- F (+) じん肺による肺機能障害がある
- F (++) じん肺による著しい肺機能障害がある

⑤の結核精密検査その他合併症に関する検査は、①～③の調査及び検査の結果、結核その他の合併症にかかっている疑いのある場合に、必要な検査が行われます。

合併症の検査のうち、肺がんに関する検査は胸部らせんCT検査及び喀痰の細胞診が行われます。

資料2

〈じん肺健康診断の結果とじん肺管理区分の関係〉

じん肺健康診断の結果とじん肺管理区分の関係は次のようになっています。

じん肺管理区分	じん肺健康診断の結果
管理1	じん肺の所見がないと認められるもの
管理2	エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理3	イ エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ エックス線写真の像が第3型または第4型 (大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。) で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理4	1 エックス線写真の像が第4型 (大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。) と認められるもの 2 エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型または第4型 (大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。) で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

〈じん肺管理区分と事後措置の関係〉

じん肺管理区分と事後措置の関係は次のようになっています。

じん肺管理区分	エックス線写真の像	該当合併症	肺機能の障害	事後措置	定期健康診断
管理1	PR 0	⇒	⇒	特になし	3年ごと
管理2	PR 1	有り	⇒	要療養	⇐
	PR 1	なし	F (-)/F (+)	粉じんばく露の低減	1年ごと*
管理3イ	PR 2	有り	⇒	要療養	⇐
	PR 2	なし	F (-)/F (+)	粉じんばく露の低減**	1年ごと
管理3ロ	PR 3/PR 4 (A, B)	有り	⇒	要療養	⇐
	PR 3/PR 4 (A, B)	なし	F (-)/F (+)	作業転換の努力義務***	1年ごと
管理4	PR 4 (C)	⇒	⇒	要療養	⇐
	PR 1/PR 2/PR 3/ PR 4 (A, B)	なし	F (++)	要療養	⇐

- * 現に粉じん作業以外の作業に常時従事している場合は3年ごと
- * * 都道府県労働局長から勸奨を受けた場合は作業転換の努力義務
- * * * 都道府県労働局長から指示を受けた場合は作業転換の義務

なお、健康診断を実施した医師の診断と、地方じん肺診査医の診査に基づいた都道府県労働局長の管理区分決定結果とは異なることもあります。

じん肺管理区分結果通知書には、備考欄に次の事項が記載されていますのでご自分のじん肺の状態がわかります。

PR0	じん肺の所見がない。
PR1	エックス線写真の像が第1型である。
PR2	エックス線写真の像が第2型である。
PR3	エックス線写真の像が第3型である。
PR4 (A, B)	エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。
PR4 (C)	エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。
F (-)	じん肺による肺機能障害がない。
F (+)	じん肺による肺機能障害がある。
F (++)	じん肺による著しい肺機能障害がある。

資料3

〈じん肺の合併症〉

じん肺にかかりますと、肺の働きが低下するだけでなく、じん肺の進行に伴いさまざまな疾病を合併して発症することがあります。じん肺と特に関係の深い合併症として、法規で認められているのは次の6つの疾病です。

イ 肺結核

肺結核は、結核菌が肺に入りこんでおこる病気ですが、じん肺にかかっている人とそうでない人とを比べると、粉じん作業で働く人の方が肺結核にかかりやすいといわれています。また、じん肺が進行した人では、治療しにくいともいわれています。

ロ 結核性胸膜炎

結核性胸膜炎は、肺を包んでいる胸膜が結核菌におかされ炎症を起こす病気、一般に肋膜炎とよばれているものです。

ハ 続発性気管支炎

続発性気管支炎は、じん肺による気管支の慢性の炎症性変化に加えて、細菌の感染により、3か月以上毎日のように咳をし、膿性の痰がでる病気で積極的な治療によって治りうるものです。

ニ 続発性気管支拡張症

続発性気管支拡張症は、気管支が拡張した状態に感染が重なったために、多量の咳、痰が出たり、場合によっては血痰が見られる病気です。

ホ 続発性気胸

続発性気胸は、肺の組織が破れて空気が胸膜腔（肺の外で、肋骨や横隔膜による胸壁の内側）の中へもれ、肺が縮んだ状態をいいます。突発的な胸の痛みや呼吸困難になって気がつきます。じん肺になると気胸になる頻度も高いといわれています。

このほかじん肺法による合併症以外に石綿肺における肺がん（中皮腫）は業務上疾病として認められています。

ヘ 原発性肺がん

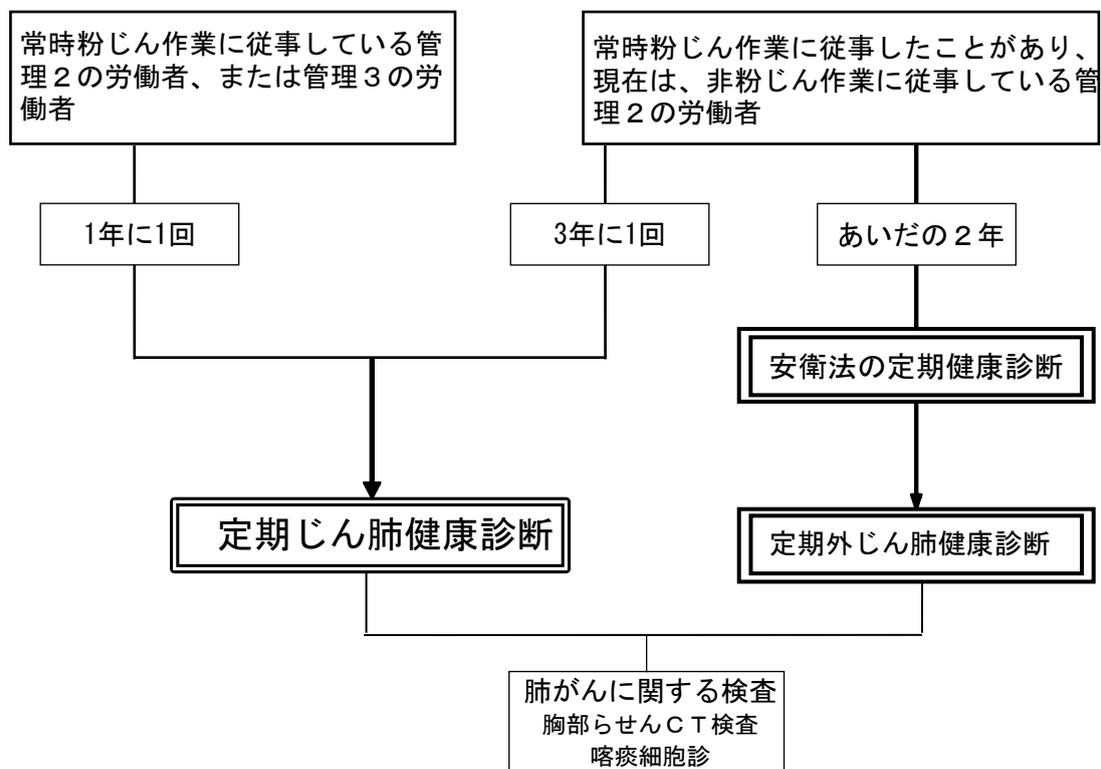
原発性肺がんとは、肺に原発する上皮性の悪性新生物のことです。じん肺有所見者には、重症度にかかわらず肺がん発生リスクの上昇が認められています。

（原発性肺がんに関する検査）

平成 15 年 4 月のじん肺法施行規則の改正により、じん肺の合併症に「原発性肺がん」が追加され、じん肺の所見があると診断された者のうち、医師が必要であると認めた場合、肺結核以外の合併症に関する検査の一つとして、「喀痰細胞診」及び「胸部らせんCT検査」を行うこととなりました。

よって、じん肺管理区分が「管理3の者」と「常時粉じん作業に従事している管理2の者」は、事業者が実施する定期的じん肺健康診断において、1年に1回「喀痰細胞診」及び「胸部らせんCT検査」を受けることとなります。また、「現在は、粉じん作業に従事していない管理2の者」は、定期的じん肺健康診断は3年に1回であるため、定期的じん肺健康診断が行われない「あいだの2年間」については、毎年実施される労働安全衛生法に基づく定期健康診断を受診することになります。

なお、原発性肺がんに関する検査の流れは、次のとおりです。



資料 4 - 1

様式第3号 (第13条、第20条、第22条関係)

じん肺健康診断結果証明書									
ふりがな			性別		生年月日				
氏名			男女		年 月 日				
住所			変更						
事業場			名称		業種				
所在地									
じん肺の経過									
初めてのじん肺有所見の診断 年									
前2回の決定状況			決定年月		じん肺管理区分		PR		F
			決定年月		じん肺管理区分		PR		F
決定年月			じん肺管理区分		PR		F		F
年 月									
年 月									
年 月									
年 月									
既往歴									
肺結核			歳		心臓疾患				
胸膜炎			歳		歳				
気管支炎			歳		その他の胸部疾患				
気管支拡張症			歳		歳				
気管支喘息			歳		歳				
肺気腫			歳		歳				
エックス線写真による検査									
1. 撮影年月日			年 月 日		ロ. 大陰影の区分 (A B C)				
2. 写真番号					ハ. 付加記載事項 (pl pic co bu ca cv em es px tb)				
3. 撮影条件			KV		年 月 日 医療機関の名称及び所在地				
増感紙			mAs		医師氏名				
4. エックス線写真の像									
イ. 小陰影の区分 (0/- 0/0/1/1/0/1/1/2/2/1/2/2/2/3/3/2/3/3/+)			像		区分		タイプ		
粒状影			/		/		p q r		
不整形陰影			/		/				
肺機能検査									
1. 身長			m		年齢満		歳		
2. 1秒量予測値			ℓ		3. 肺活量予測値		ℓ		
第一次検査									
検査年月日			年 月 日		年 月 日		年 月 日		
肺活量			ℓ		ℓ		ℓ		
努力肺活量			ℓ		ℓ		ℓ		
1秒量			ℓ		ℓ		ℓ		
1秒率			%		%		%		
% 1秒量			%		%		%		
% 肺活量			%		%		%		
検査年月日			年 月 日		年 月 日		年 月 日		
第二次検査									
採血の部位					分		分		
採血から分析終了までの時間					Torr		Torr		
酸素分圧			Torr		Torr		Torr		
炭酸ガス分圧			Torr		Torr		Torr		
肺動脈血酸素分圧較差			Torr		Torr		Torr		
判定			F (- + +)		医療機関の名称及び所在地				
年 月 日					医師氏名				
合併症に関する検査									
検査年月日			年 月 日		肺結核以外の合併症に関する検査		医師意見		
自覚症状					結核菌		たん		
呼吸困難			I II III IV		チアノーゼ		+		
せき			+		他		+		
たん			+		副雑音		+ (部位)		
心音			+		その他				
その他									
喫煙歴			なし、やめた、吸っている		年 月 日 医師氏名				
			()本/日×()年(~)歳						
結核精密検査									
検査年月日			年 月 日		結核菌		たん		医師意見
塗抹			+		培養		+		
培養			+		培養		+		
撮影法 ()					性状		mℓ		
所見					年月日(初日)		年 月 日		
所見					所見				
撮影法			ラセンCT、その他()		所見				
所見					その他				
赤血球沈降速度			1時間値		mm				
			2時間値		mm				
ツベルクリン反応			mm×		mm				
判定			年 月 日		医療機関の名称及び所在地				
					医師氏名				

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

資料 4 - 2

様式第 6 号 (第 20 条関係)

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		郵便番号 () 電話 ()
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第 2 条に定める粉じん作業に常時従事する 時する [労働者] であることに相違ありません。 労働者であったもの 年 月 日 職 事業者 氏 名 ⑩	
事業者への通知の諾否	諾	否
年 月 日 郵便番号 () 住 所 申請者 電話 () 氏 名 ⑩ 労働局長 殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

資料4-3

様式第5号 (16 条関係)

番 年 月 号 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

都道府県労働局長 印

年 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。) 第15条第3項において準用する同法第13条第2項 第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があつた日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があつた日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備考			
			じん肺健康診断の結果			療養の要否
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかっている合併症の名称	
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F(-) F(+) F(++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F(-) F(+) F(++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F(-) F(+) F(++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR0 じん肺の所見がない。
- PR1 エックス線写真の像が第1型である。
- PR2 エックス線写真の像が第2型である。
- PR3 エックス線写真の像が第3型である。
- PR4(A, B) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの)である。
- PR4(C) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの)である。
- F(-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F(+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F(++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

資料 4 - 4

様式第 7 号 (第 53 条関係)

健康管理手帳交付申請書

手帳の種類	ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、砒 ^ひ 素、コールタール、 ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、 塩化ビニル、石綿、1, 2-ジクロロプロパン		
(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日	(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日生		
住所	郵便番号 _____ 都道府県 _____ 電話 () _____		
本籍地	都道府県 _____		

労働安全衛生法第 67 条の規定により、健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者

印

労働局長 殿

備考

- 1 労働安全衛生規則第 53 条第 3 項の書類を添附すること。
- 2 氏名を記載し、押印すること代えて、署名することができる。

じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン

(平成9年2月3日 基発第70号)

1 趣旨

じん肺は、じん肺法、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則等に基づき予防対策が講じられてきた結果、その新規有所見者は年々減少してきているが、いまだに製造業、建設業、鉱業等の幅広い業種で発生している。

じん肺は、粉じんを吸入することにより、肺に線維性的変化が起きる病気で、現在の医学ではこの病変を回復させる有効な治療の方策は一般的にはない状況にある。したがって、じん肺の進行を防止するためには、じん肺の所見を有する労働者の粉じんへのばく露を最小限とすると同時に、その健康管理を適切に行うことが重要であり、このためには、事業者が適切な労働衛生管理対策を講じるとともに、労働者に対してじん肺、じん肺の進行の防止と健康管理等に関する知識を習得させることが重要である。

本ガイドラインは、じん肺有所見者に対して行う健康管理教育（以下「教育」という。）について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。

事業者は、じん肺有所見者に対する教育の重要性を認識し、事業場の実態を踏まえつつ本ガイドラインに基づきじん肺有所見者に対する教育を実施するよう努める必要がある。

2 教育の対象者及び教育の実施時期

教育の対象者及び教育の実施時期は次表のとおりとする。

なお、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、現にじん肺管理区分が管理2、管理3イ又は管理3ロであって、当該教育を受けていない者についても随時教育を行うものとする。

対 象 者	実 施 時 期
(1) 常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、じん肺健康診断で新規に有所見となった者	新規に有所見となったとき
(2) 常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、じん肺健康診断でじん肺管理区分が管理2から管理3イ又は管理3ロになった者及び管理3イから管理3ロになった者	当該時期

3 教育の内容、時間、方法及び講師

(1) 内容及び時間

次表の科目の欄に掲げる①から③の科目について、それぞれの範囲の欄に掲げる範囲について、時間の欄に掲げる時間により行うものとする。

なお、既に当該教育を受けたことのある者については、①及び③の科目について省略することができる。

科 目	範 囲	時 間
①じん肺について	イ 肺と呼吸の仕組み ロ じん肺の概要 ハ 粉じんの種類とその影響 ニ じん肺の症状	0. 5
②じん肺の進行の防止と健康管理	イ 粉じんばく露の低減化措置 ロ 健康的な生活習慣 ハ 合併症の予防	1. 5
③じん肺法等関係法令	イ 関係法令 (じん肺法、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則、労働者災害補償保険法等) ロ 関係手続き	1. 0

(2) 方法

教育の方法としては、講義方式に加え、視聴覚教育、必要に応じて個別相談を行う等科目の内容に応じて効果の上がる方法で行うこととする。

(3) 講師

教育内容について、知識、経験を豊富に有する者とする。

4 推進体制の整備等

(1) 教育の実施者

教育の実施者は事業者であるが、事業者が自ら行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等は、あらかじめ教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

なお、事業者が教育を実施する場合は、衛生委員会の設置義務のある事業場においては、衛生委員会又は安全衛生委員会で教育の対象者、実施時期、内容、講師の選定等の実施計画について調査審議させることが適当である。

また、事業者が安全衛生団体等に委託して教育を行う場合についても、衛生委員会の設置義務のある事業場においては、衛生委員会又は安全衛生委員会で教育の対象者、委託団体、委託時期等について調査審議させることが適当である。

(2) 記録の保存

事業者は、事業者自ら教育を行った場合に加えて、安全衛生団体等に委託して教育を実施した場合についても、教育の受講者、実施時期等の記録を保存するものとする。

資料6

じん肺法	じん肺法施行規則
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この法律は、じん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 じん肺 粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。</p> <p>二 合併症 じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病をいう。</p> <p>三 粉じん作業 当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいう。</p> <p>四 労働者 労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。</p> <p>五 事業者 労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者で、粉じん作業を行う事業に係るものをいう。</p> <p>2 合併症の範囲については、厚生労働省令で定める。</p> <p>3 粉じん作業の範囲は、厚生労働省令で定める。</p> <p>(じん肺健康診断) 第3条 この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方法によって行うものとする。</p> <p>一 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査</p> <p>二 厚生労働省令で定める方法による胸部に関する臨床検査及び肺機能検査</p>	<p>(合併症) 第1条 じん肺法(以下「法」という。)第2条第1項第2号の合併症は、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に係るじん肺と合併した次に掲げる疾病とする。</p> <p>一 肺結核 二 結核性胸膜炎 三 続発性気管支炎 四 続発性気管支拡張症 五 続発性気胸 六 原発性肺がん</p> <p>(粉じん作業) 第2条 法第2条第1項第3号の粉じん作業は、別表に掲げる作業のいずれかに該当するものとする。ただし、粉じん障害防止規則第2条第1項第1号ただし書の認定を受けた作業を除く。</p> <p>(胸部に関する臨床検査) 第4条 法第3条第1項第2号の胸部に関する臨床検査は、次に掲げる調査及び検査によって行うものとする。</p> <p>一 既往歴の調査 二 胸部の自覚症状及び他覚所見の有無の検査</p> <p>(肺機能検査) 第5条 法第3条第1項第2号の肺機能検査は、次に掲げる検査によって行うものとする。</p> <p>一 スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査</p>

じん肺法	じん肺法施行規則				
<p>三 厚生労働省令で定める方法による結核精密検査その他厚生労働省令で定める検査</p> <p>2 前項第2号の検査は、同項第1号の調査及び検査の結果、じん肺の所見がないと診断された者以外の者について行う。ただし、肺機能検査については、エックス線写真に1側の肺野の3分の1を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。次項及び次条において同じ。)があると認められる者その他厚生労働省令で定める者を除く。</p> <p>3 第1項第3号の結核精密検査は同項第1号及び第2号の調査及び検査(肺機能検査を除く。)の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核にかかっている疑いがある者、又はかかっている疑いがあると診断された者について、同項第3号の厚生労働省令で定める検査は同項第1号及び第2号の調査及び検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者(同項第3号の厚生労働省令で定める検査を受けることが必要であると認められた者に限る。)について行う。ただし、エックス線写真に1側の肺野の3分の1を超える大きさの大陰影があると認められる者を除く。</p> <p>(エックス線写真の像及びじん肺管理区分)</p> <p>第4条 じん肺のエックス線写真の像は、次の表の右欄に掲げるところにより、第1型から第4型までに区分するものとする。</p>	<p>二 動脈血ガスを分析する検査</p> <p>2 前項第2号の検査は、次に掲げる者について行う。</p> <p>一 前項第1号の検査又は前条の検査の結果、じん肺による著しい肺機能の障害がある疑いがあると診断された者(次号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 エックス線写真の像が第3型又は第4型(じん肺による大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以下のものに限る。)と認められる者</p> <p>(結核精密検査)</p> <p>第6条 法第3条第1項第3号の結核精密検査は、次に掲げる検査によって行うものとする。この場合において、医師が必要でないと認める一部の検査は省略することができる。</p> <p>一 結核菌検査</p> <p>二 エックス線特殊撮影による検査</p> <p>三 赤血球沈降速度検査</p> <p>四 ツベルクリン反応検査</p> <p>(肺結核以外の合併症に関する検査)</p> <p>第7条 法第3条第1項第3号の厚生労働省令で定める検査は、次に掲げる検査のうち医師が必要であると認めるものとする。</p> <p>一 結核菌検査</p> <p>二 たんに関する検査</p> <p>三 エックス線特殊撮影による検査</p> <p>(肺機能検査の免除)</p> <p>第8条 法第3条第2項ただし書の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第6条の検査の結果、肺結核にかかっていると診断された者</p> <p>二 法第3条第1項第1号の調査及び検査、第4条の検査又は前条の検査の結果、じん肺の所見があり、かつ、第1条第2号から第6号までに掲げる疾病にかかっていると診断された者</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1874 325 1910">型</th> <th data-bbox="325 1874 767 1910">エックス線写真の像</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1910 325 2011">第1型</td> <td data-bbox="325 1910 767 2011">両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの</td> </tr> </tbody> </table>	型	エックス線写真の像	第1型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの	
型	エックス線写真の像				
第1型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの				

じん肺法		じん肺法施行規則
第2型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの	
第3型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの	
第4型	大陰影があると認められるもの	
2 粉じん作業に従事する労働者及び粉じん作業に従事する労働者であった者は、じん肺健康診断の結果に基づき、次の表の右欄に掲げるところにより、管理1から管理4までに区分して、この法律の規定により、健康管理を行うものとする。		
じん肺管理区分	じん肺健康診断の結果	
管理1	じん肺の所見がないと認められるもの	
管理2	エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの	
管理3	イ	エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第3型又は第4型（大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理4	（1）エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1を超えるものに （2）エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型（大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの限る。）と認められるもの	
(予防)		
第5条 事業者及び粉じん作業に従事する労働者は、じん肺の予防に関し、労働安全衛生法及び鉱山保安法の規定によるほか、粉じんの発散の防止及び抑制、保護具の使用その他について適切な措置を講ずるように努めなければならない。		
(教育)		
第6条 事業者は、労働安全衛生法及び鉱山保安法の規定によるほか、常時粉じん作業に従事する労働者に対してじん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を行わなければならない。		
第二章 健康管理		(就業時健康診断の免除)
(就業時健康診断)		

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>第7条 事業者は、新たに常時粉じん作業に従事することとなった労働者(当該作業に従事することとなった日前1年以内にじん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分が管理2又は管理3イと決定された労働者その他厚生労働省令で定める労働者を除く。)に対して、その就業の際、じん肺健康診断を行わなければならない。この場合において、当該じん肺健康診断は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を省略することができる。</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第8条 事業者は、次の各号に掲げる労働者に対して、それぞれ当該各号に掲げる期間以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 常時粉じん作業に従事する労働者(次号に掲げる者を除く。) 3年 二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理2又は管理3であるもの 1年 三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2である労働者(厚生労働省令で定める労働者を除く。) 3年 四 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理3である労働者(厚生労働省令で定める労働者を除く。) 1年 <p>2 前条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。</p> <p>(定期外健康診断)</p> <p>第9条 事業者は、次の各号の場合には、当該労働者に対して、遅滞なく、じん肺健康診断を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 常時粉じん作業に従事する労働者(じん肺管理区分が管理2、管理3又は管理4と決定された労働者を除く。)が、労働安全衛生法第66条第1項又は第2項の健康診断において、じん肺 	<p>第9条 法第7条の厚生労働省令で定める労働者は、次に掲げる労働者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 新たに常時粉じん作業に従事することとなった日前に常時粉じん作業に従事すべき職業に従事したことがない労働者 二 新たに常時粉じん作業に従事することとなった日前1年以内にじん肺健康診断を受けて、じん肺の所見がないと診断され、又はじん肺管理区分が管理1と決定された労働者 三 新たに常時粉じん作業に従事することとなった日前6月以内にじん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分が管理3ロと決定された労働者 <p>(じん肺健康診断の一部省略)</p> <p>第10条 事業者は、法第7条から第9条の2までの規定によりじん肺健康診断を行う場合において、当該じん肺健康診断を行う日前3月以内に法第3条第1項各号の検査の全部若しくは一部を行ったとき、又は労働者が当該じん肺健康診断を行う日前3月以内に当該検査を受け、当該検査に係るエックス線写真若しくは検査の結果を証明する書面を事業者に提出したときは、当該検査に相当するじん肺健康診断の一部を省略することができる。</p> <p>2 事業者は、次条第2号に掲げるときに法第9条の規定によりじん肺健康診断を行う場合には、法第3条第1項第1号及び第2号並びに第6条及び第7条第1号の検査を省略することができる。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断されたとき。</p> <p>二 合併症により1年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のため休業を要しなくなったと診断されたとき。</p> <p>三 前2号に掲げる場合のほか、厚生労働省令で定めるとき。</p> <p>2 第7条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。</p> <p>離職時健康診断</p> <p>第9条の2 事業者は、次の各号に掲げる労働者で、離職の日まで引き続き厚生労働省令で定める期間を超えて使用していたものが、当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたときは、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該労働者が直前にじん肺健康診断を受けた日から当該離職の日までの期間が、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる期間に満たないときは、この限りでない。</p> <p>一 常時粉じん作業に従事する労働者(次号に掲げる者を除く。) 1年6月</p> <p>二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理2又は管理3であるもの 6月</p> <p>三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2又は管理3である労働者(厚生労働省令で定める労働者を除く。) 6月</p> <p>2 第7条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。</p> <p>(労働安全衛生法の健康診断との関係)</p> <p>第10条 事業者は、じん肺健康診断を行った場合においては、その限度において、労働安全衛生法第66条第1項又は第2項の健康診断を行わなくてもよい。</p> <p>(受診義務)</p> <p>第11条 関係労働者は、正当な理由がある場合を除き、第7条から第9条までの規定により事業者が行うじん肺健康診断を受けなければならない。ただし、事業者が指定した医師の行うじん肺健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行うじん肺健康診断を受け、当該エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書</p>	<p>(定期外健康診断の実施)</p> <p>第11条 法第9条第1項第3号の厚生労働省令で定めるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>一 合併症により1年を超えて療養した労働者が、医師により療養を要しなくなったと診断されたとき(法第9条第1項第2号に該当する場合を除く。)</p> <p>二 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2である労働者が、労働安全衛生規則第44条又は第45条の健康診断(同令第44条第1項第4号に掲げる項目に係るものに限る。)において、肺がんにかかっている疑いがないと診断されたとき以外のとき。</p> <p>(離職時健康診断の対象となる労働者の雇用期間)</p> <p>第12条 法第9条の2第1項の厚生労働省令で定める期間は、1年とする。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>面その他厚生労働省令で定める書面を事業者に提出したときは、この限りでない。</p> <p>(事業者によるエックス線写真等の提出)</p> <p>第12条 事業者は、第7条から第9条の2までの規定によりじん肺健康診断を行つたとき、又は前条ただし書の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他の書面が提出されたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、じん肺の所見があると診断された労働者について、当該エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他厚生労働省令で定める書面を都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>(じん肺管理区分の決定手続等)</p> <p>第13条 第7条から第9条の2まで又は第11条ただし書の規定によるじん肺健康診断の結果、じん肺の所見がないと診断された者のじん肺管理区分は、管理一とする。</p> <p>2 都道府県労働局長は、前条の規定により、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他厚生労働省令で定める書面が提出されたときは、これらを基礎として、地方じん肺診査医の診断又は審査により、当該労働者についてじん肺管理区分の決定をするものとする。</p> <p>3 都道府県労働局長は、地方じん肺診査医の意見により、前項の決定を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、期日若しくは方法を指定してエックス線写真の撮影若しくは厚生労働省令で定める範囲内の検査を行うべきこと又はその指定する物件を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 事業者は、前項の規定による命令を受けてエックス線写真の撮影又は検査を行つたときは、遅滞なく、都道府県労働局長に、当該エックス線写真又は検査の結果を証明する書面その他その指定する当該検査に係る物件を提出しなければならない。</p> <p>5 第11条本文の規定は、第3項の規定による命令を受けてエックス線写真の撮影又は検査を行なう場合に準用する。</p> <p>(通知)</p> <p>第14条 都道府県労働局長は、前条第2項の決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該事業者に通知するとともに、遅滞なく、第12条又は前条第3項若しくは第4項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件を返還しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところによ</p>	<p>(事業者によるエックス線写真等の提出の手続)</p> <p>第13条 法第12条の規定による提出をしようとする事業者は、様式第2号による提出書にエックス線写真及び様式第3号によるじん肺健康診断の結果を証明する書面を添えて、当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>第14条 法第7条から第9条の2までの規定によるじん肺健康診断をその一部を省略して行つた事業者は、法第12条の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面を提出する場合には、その省略したじん肺健康診断の一部に相当する検査に係るエックス線写真又は当該検査の結果を証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(都道府県労働局長等の命ずる検査の範囲)</p> <p>第15条 法第13条第3項(法第15条第3項、第16条第2項、第16条の2第2項及び第19条第4項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める範囲内の検査は、次に掲げるものの範囲内の検査とする。</p> <p>一 第4条から第7条までの検査</p> <p>二 肺気量測定検査</p> <p>三 換気力学検査</p> <p>四 ガス交換機能検査</p> <p>五 負荷による肺機能検査</p> <p>六 心電計による検査</p> <p>(じん肺管理区分の決定の通知)</p> <p>第16条 法第14条第1項(法第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、所轄都道府県労働局長がじん肺管理区分決定通知書(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>第17条 法第14条第2項(法第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。第19条において同じ。)の規定による通知</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>り、当該労働者(厚生労働省令で定める労働者であった者を含む。)に対して、その者について決定されたじん肺管理区分及びその者が留意すべき事項を通知しなければならない。</p> <p>3 事業者は、前項の規定による通知をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を作成し、これを3年間保存しなければならない。</p> <p>(随時申請)</p> <p>第15条 常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であった者は、いつでも、じん肺健康診断を受けて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による申請は、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他厚生労働省令で定める書面を添えてしなければならない。</p> <p>3 第13条第2項から第4項まで及び前条第1項の規定は、第1項の規定による申請があった場合に準用する。この場合において、第13条第2項中「前条」とあるのは「第15条第2項」と、同条第3項及び第4項中「事業者」とあるのは「申請者」と、前条第1項中「当該事業者」とあるのは「申請者及び申請者を使用する事業者」と、「第12条又は前条第3項若しくは第4項」とあるのは「前条第3項若しくは第4項又は次条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第16条 事業者は、いつでも、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であった者について、じん肺健康診断を行い、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができる。</p> <p>2 前条第2項の規定は前項の規定による申請に、第13条第2項から第4項まで及び第14条の規定は前項の規定による申請があった場合に準用する。この場合において、第13条第2項中「前条」とあるのは「第16条第2項の規定により準用する第15条第2項」と、第14条第1項中「第12条又は前条第3項若しくは第4項」とあるのは「前条第3項若しくは第4項又は第16条</p>	<p>は、じん肺管理区分等通知書(様式第5号)により行うものとする。</p> <p>(通知の対象となる労働者であった者)</p> <p>第18条 法第14条第2項の厚生労働省令で定める労働者であった者は、当該事業者で使用されている間にその者について決定されたじん肺管理区分及びその者が留意すべき事項の通知を受けることなく離職した者とする。</p> <p>(通知の事実を記載した書面の作成)</p> <p>第19条 事業者は、法第14条第2項の規定により通知をしたときは、当該通知を受けた労働者が当該通知を受けた旨を記入し、かつ、署名又は記名押印をした書面を作成しなければならない。</p> <p>(随時申請の手続)</p> <p>第20条 法第15条第1項又は第16条第1項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書(様式第6号)を所轄都道府県労働局長(常時粉じん作業に従事する労働者であった者(事業場において現に粉じん作業以外の作業に常時従事しており、かつ、当該事業場において常時粉じん作業に従事していたことがある者を除く。))にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長)に提出することによって行うものとする。</p> <p>2 法第15条第2項(法第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定するじん肺健康診断の結果を証明する書面は、様式第3号によるものとする。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>第2項の規定により準用する次条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(エックス線写真等の提出命令)</p> <p>第16条の2 都道府県労働局長は、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であった者について、適正なじん肺管理区分を決定するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対して、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他厚生労働省令で定める書面(次項において「エックス線写真等」という。)を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第13条第2項から第4項まで及び第14条の規定は、前項の規定によりエックス線写真等の提出があった場合に準用する。この場合において、第14条第1項中「第12条又は前条第3項若しくは第4項」とあるのは「前条第3項若しくは第4項又は第16条の2第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の作成及び保存等)</p> <p>第17条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行ったじん肺健康診断及び第11条ただし書の規定によるじん肺健康診断に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の記録及びじん肺健康診断に係るエックス線写真を7年間保存しなければならない。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第18条 第13条第2項(第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)の決定又はその不作為についての審査請求における審査請求書には、行政不服審査法第19条第2項から第4項まで及び第5項(第3号に係る部分に限る。)に規定する事項のほか、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2 前項の審査請求書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該決定に係るエックス線写真その他の物件及び証拠となる物件を添付しなければならない。</p>	<p>(エックス線写真等の提出命令の手続)</p> <p>第21条 法第16条の2第1項の規定による命令は、所轄都道府県労働局長が書面で行うものとする。</p> <p>(記録の作成及び保存等)</p> <p>第22条 事業者は、法第7条から第9条の2までの規定によりじん肺健康診断を行ったとき、又は法第11条ただし書の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面が提出されたときは、遅滞なく、当該じん肺健康診断に関する記録を様式第3号により作成しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の場合には、同項の記録及び当該じん肺健康診断に係るエックス線写真を保存しなければならない。ただし、エックス線写真については、病院、診療所又は医師が保存している場合は、この限りでない。</p> <p>(じん肺健康診断の結果の通知)</p> <p>第22条の2 事業者は、法第7条から第9条の2までの規定により行うじん肺健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該じん肺健康診断の結果を通知しなければならない。</p> <p>(審査請求書の記載事項)</p> <p>第23条 法第18条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 決定を受けた者の氏名及び住所</p> <p>二 法第19条第7項の利害関係者の氏名及び住所</p> <p>(審査請求書に添付すべき物件)</p> <p>第24条 法第18条第2項の審査請求書の正本には、当該決定に係るエックス線写真及び次に掲げる物件並びに証拠となる物件を添付しなければならない。</p> <p>一 じん肺健康診断の結果を証明する書面</p> <p>二 法第13条第3項(法第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けて行った検査の結果を証明する書面</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>第19条 第13条第2項の決定についての審査請求の裁決は、中央じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。</p> <p>2 第13条第2項の決定の不作为についての審査請求の裁決は、地方じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第1項の審査請求について、当該決定を取り消す旨の裁決をするときは、裁決で、労働者又は労働者であった者についてじん肺管理区分を決定するものとする。</p> <p>4 第13条第3項及び第4項の規定は、第1項の審査請求があった場合に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「地方じん肺診査医」とあるのは「中央じん肺診査医」と、「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第13条第3項及び第4項の規定は、第2項の審査請求があった場合に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。</p> <p>6 厚生労働大臣は、裁決をしたときは、前条第2項の規定又は前2項において準用する第13条第3項若しくは第4項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。</p> <p>7 厚生労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第51条第4項の規定によるほか、裁決書の謄本を厚生労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。</p> <p>8 行政不服審査法第43条第1項の規定は、前条第1項の審査請求については、適用しない。この場合において、当該審査請求についての同法第44条の規定の適用については、同条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき」とあるのは、「じん肺法第19条第1項の中央じん肺診査医の診断若しくは審査又は同条第2項の地方じん肺診査医の診断若しくは審査を経たとき」とする。</p> <p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>第20条 第18条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>(事業者の責務)</p>	<p>(利害関係者)</p> <p>第25条 法第19条第7項の厚生労働省令で定める利害関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 審査請求人が労働者又は労働者であった者であるときは、当該事業者又は事業者であった者</p> <p>二 審査請求人が事業者又は事業者であった者であるときは、当該労働者又は労働者であった者</p> <p>三 審査請求人が前2号に掲げる者以外の者であるときは、当該労働者又は労働者であった者及び当該事業者又は事業者であった者</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>第20条の2 事業者は、じん肺健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業上適切な措置を講ずるように努めるとともに、適切な保健指導を受けることができるための配慮をするように努めなければならない。</p> <p>(粉じんさらされる程度を低減させるための措置)</p> <p>第20条の3 事業者は、じん肺管理区分が管理2又は管理3イである労働者について、粉じんさらされる程度を低減させるため、就業場所の変更、粉じん作業に従事する作業時間の短縮その他の適切な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>(作業の転換)</p> <p>第21条 都道府県労働局長は、じん肺管理区分が管理3イである労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときは、事業者に対して、その者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるべきことを勧奨することができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による勧奨を受けたとき、又はじん肺管理区分が管理3ロである労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときは、当該労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとするように努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、前項の規定により、労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとなったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県労働局長に通知しなければならない。</p> <p>4 都道府県労働局長は、じん肺管理区分が管理3ロである労働者が現に常時粉じん作業に従事している場合において、地方じん肺診査医の意見により、当該労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対して、その者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるべきことを指示することができる。</p> <p>(転換手当)</p> <p>第22条 事業者は、次の各号に掲げる労働者が常時粉じん作業に従事しなくなったとき(労働契約の期間が満了したことにより離職したときその他厚生労働省令で定める場合を除く。)は、その日から7日以内に、その者に対して、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ労働基準法第12条に規定する平均賃金の当該各号に掲げる日数分に相当する額の転換手当を支払わなければならない。ただし、厚生労働大臣が必要があると認めるときは、転換手当の額について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。</p> <p>一 前条第1項の規定による勧奨を受けた労働者又はじん肺管理区分が管理3ロである労働者(次号に掲げる労働者を除く。) 30日分</p> <p>二 前条第4項の規定による指示を受けた労働者 60日分</p>	<p>(転換の勧奨)</p> <p>第26条 法第21条第1項の規定による勧奨は、所轄都道府県労働局長が書面で行うものとする。</p> <p>(転換の通知)</p> <p>第27条 法第21条第3項の規定による通知は、所轄都道府県労働局長に対して書面で行うものとする。</p> <p>(転換の指示)</p> <p>第28条 法第21条第4項の規定による指示は、所轄都道府県労働局長が書面で行うものとする。</p> <p>(転換手当の免除)</p> <p>第29条 法第22条の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第7条の規定によるじん肺健康診断(法第7条に規定する場合における法第11条ただし書の規定によるじん肺健康診断を含む。)を受けて、じん肺管理区分が決定される前に常時粉じん作業に従事しなくなったとき、又はじん肺管理区分が決定された後、遅滞なく、常時粉じん作業に従事しなくなったとき。</p> <p>二 新たに常時粉じん作業に従事することとなった日から3月以内に常時粉じん作業に従事しなくなったとき(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>三 疾病又は負傷による休業その他その事由がやんだ後に従前の作業に従事することが予定されている事由により常時粉じん作業に従事しなくなったとき。</p> <p>四 天災地変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となったことにより離職したとき。</p> <p>五 労働者の責めに帰すべき事由により解雇されたとき。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>(作業転換のための教育訓練) 第22条の2 事業者は、じん肺管理区分が管理3である労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるために必要があるときは、その者に対して、作業の転換のための教育訓練を行うように努めなければならない。</p> <p>(療養) 第23条 じん肺管理区分が管理4と決定された者及び合併症にかかっていると認められる者は、療養を要するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第三章 削除</p> <p>第24条から第31条まで 削除</p> <p style="text-align: center;">第四章 政府の援助等</p> <p>(技術的援助等) 第32条 政府は、事業者に対して、粉じんの測定、粉じんの発散の防止及び抑制、じん肺健康診断その他じん肺に関する予防及び健康管理に関し、必要な技術的援助を行うように努めなければならない。</p> <p>2 政府は、じん肺の予防に関する技術的研究及び前項の技術的援助を行なうため必要な施設の整備を図らなければならない。</p> <p>(粉じん対策指導委員) 第33条 都道府県労働局及び産業保安監督部に、事業者が行うじん肺の予防に関する措置について必要な技術的援助を行わせるため、粉じん対策指導委員を置くことができる。</p> <p>2 粉じん対策指導委員は、衛生工学に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣又は経済産業大臣が任命する。</p> <p>3 粉じん対策指導委員は、非常勤とする。</p> <p>(職業紹介及び職業訓練) 第34条 政府は、じん肺管理区分が管理3である労働者が当該事業場において粉じん作業以外の作業に常時従事することができないときは、当該労働者のために、職業紹介及び職業訓練に関し適切な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>(就労施設等) 第35条 政府は、じん肺にかかった労働者であった者の生活の安定を図るため、就労の機会を与えるための施設及び労働能力の回復を図るための施設の整備その他に関し適切な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第五章 雑則</p> <p>(法令の周知) 第35条の2 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を粉じん作業を行う作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。</p> <p>(心身の状態に関する情報の取扱い)</p>	<p>六 定年その他労働契約を自動的に終了させる事由（労働契約の期間の満了を除く。）により離職したとき。</p> <p>七 その他厚生労働大臣が定めるとき。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>第35条の3 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前2項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>4 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。</p> <p>(じん肺健康診断に関する秘密の保持)</p> <p>第35条の4 第7条から第9条の2まで及び第16条第1項のじん肺健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(公課の禁止)</p> <p>第36条 租税その他の公課は、転換手当を標準として課することができない。</p> <p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第37条 転換手当の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。</p> <p>(時効)</p> <p>第38条 転換手当の支払を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。</p> <p>(じん肺診査医)</p> <p>第39条 厚生労働省に中央じん肺診査医を、都道府県労働局に地方じん肺診査医を置く。</p> <p>2 中央じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うものとする。</p> <p>3 地方じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うほか、第21条第4項の規定による指示に関する事務に参画するものとする。</p> <p>4 中央じん肺診査医及び地方じん肺診査医(以下この条及び次条において「じん肺診査医」という。)は、じん肺に関し相当の学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>5 じん肺診査医は、非常勤とすることができる。</p> <p>(じん肺診査医の権限)</p> <p>第40条 じん肺診査医は、前条第2項又は第3項の規定による職務を行うため必要があるときは、その必要の限度において、粉じん作業を行う事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、</p>	<p>(粉じん対策指導委員及びじん肺診査医の任期)</p> <p>第34条 都道府県労働局に置かれる粉じん対策指導委員及び非常勤の法第39条第4項のじん肺診査医の任期は、2年とする。</p> <p>2 前項の粉じん対策指導委員及びじん肺診査医の任期が満了したときは、当該粉じん対策指導委員及びじん肺診査医は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。</p> <p>(証票)</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>又はエックス線写真若しくは診療録その他の物件を検査することができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をするじん肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(労働基準監督署長及び労働基準監督官)</p> <p>第41条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。</p> <p>(労働基準監督官の権限)</p> <p>第42条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要な限度において、粉じん作業を行う事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査し、又は粉じんの測定若しくは分析を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第43条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員の職務を行なう。</p> <p>(労働者の申告)</p> <p>第43条の2 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。</p> <p>2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第44条 厚生労働大臣、都道府県労働局長及び労働基準監督署長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に、じん肺に関する予防及び健康管理に関する事項を報告させることができる。</p>	<p>第35条 法第40条第2項の証票は様式第7号に、法第42条第2項の証票は労働基準法施行規則様式第18号によるものとする。</p> <p>(労働基準監督署長及び労働基準監督官)</p> <p>第36条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。</p> <p>(報告)</p> <p>第37条 事業者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況について、次に掲げる事項を、翌年2月末日までに、当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。</p> <p>一 労働保険番号</p> <p>二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号</p> <p>三 常時使用する労働者の数</p> <p>四 報告の対象となる期間(以下この項において「報告対象期間」という。)</p> <p>五 法第8条の規定によるじん肺健康診断の実施年月日並びに実施機関の名称及び所在地</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
	<p>六 粉じん作業の内容及び常時当該粉じん作業に従事する労働者の数</p> <p>七 常時粉じん作業に従事する労働者及び常時粉じん作業に従事させたことのある労働者のじん肺管理区分ごとの数</p> <p>八 報告対象期間において法第七条から第九条の2までの規定によるじん肺健康診断を受けた労働者の延数</p> <p>九 じん肺管理区分が管理1であつた労働者で、報告対象期間において新たにじん肺管理区分が管理2、管理3又は管理4と決定されたものの数</p> <p>十 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、12月31日現在において他の作業に従事しており、かつ、じん肺管理区分が管理2又は管理3であるものの数</p> <p>十一 報告対象期間において粉じん作業から他の作業に転換した労働者の数</p> <p>十二 じん肺管理区分が管理2又は管理3である労働者で、報告対象期間において第1条各号に掲げる合併症に関する療養を開始したものの数</p> <p>十三 産業医等を選任している場合は当該産業医等の氏名並びに所属機関の名称及び所在地</p> <p>十四 報告年月日及び事業者の職氏名</p> <p>2 事業者は、前項の規定による報告のほか、じん肺に関する予防及び健康管理の実施について必要な事項に関し、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長から要求があつたときは、当該事項について報告しなければならない。（電子情報処理組織による申請書の提出等）</p> <p>第38条 法及びこれに基づく命令の規定により、都道府県労働局長に対して行われる申請書、報告書等の提出（以下この条において「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、前条の規定又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の2の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信しなければならない。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>(経過措置)</p> <p>第44条の2 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第6条、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第12条、第13条第4項(第16条の2第2項において準用する場合を含む。)、第14条第2項(第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。)、第14条第3項(第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。)、第17条、第22条、第35条の2、第35条の4又は第43条の2第2項の規定に違反した者 二 第13条第3項(第16条の2第2項において準用する場合を含む。)、第16条の2第1項又は第21条第4項の規定による命令又は指示に違反した者 三 第40条第1項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 四 第42条第1項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査、測定若しくは分析を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 五 第44条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 <p>第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。</p>	

第10次粉じん障害防止総合対策

第1 目的

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止することは、極めて重要である。

本総合対策は、じん肺新規有所見労働者の発生状況、9次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、労働者の安全と健康を守るため、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示す。その上で、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、事業者に対して、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置のほか、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等といった粉じんによる健康障害を防止するための自主的な取組を適切に実施することを促し、もって粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、一般的に遅発性疾患であるじん肺に対して厚生労働省が長期的に取り組んでいくことの必要性を鑑みれば、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

このため、まずは、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底並びに粉じんの有害性と対策の必要性について周知及び指導等を、業種や職種を問わず実施する必要がある。特に、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和6年4月から施行される所であり、その定着に取り組む必要がある。

また、令和3年4月から施行されたずい道内の粉じん濃度の測定結果を踏まえた有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用も含め、引き続きずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む必要がある。

さらに、粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組む必要がある。

加えて、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

このほか、地域の実情をみると、引き続き、アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要がある都道府県労働局（以下「局」という。）もみられることから、下記4つの重点事項に加え、管内のじん肺新規有所見労働者の発生状況、これまでの局の総合対策の推進状況等に応じて、上記以外の粉じん障害防止対策を推進する必要がある。

上記を踏まえ、次の事項を重点事項とする。

- ① 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- ② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ③ じん肺健康診断の着実な実施
- ④ 離職後の健康管理の推進
- ⑤ その他地域の実情に即した事項

第4 労働基準行政の実施事項

1 局及び労働基準監督署の実施事項

(1) 局における重点事項の設定

局は、上記第3①～④に掲げた重点事項を基本としつつ、管内の各業種及び作業ごとの事業場の取組状況、これまでの総合対策の推進状況並びにじん肺有所見労働者の発生状況等に応じ、上記第3⑤の局独自の重点事項を設定する。

(2) 集団指導、個別指導、監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じんの有害性や、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。特に、重点事項である「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺健康管理実施状況報告が未提出の事業場に対しては提出するよう指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

(3) 計画の届出の徹底及び適正な審査

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査を行う。

また、ずい道等建設工事に係る計画の届出がなされた際には、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。)に沿った計画となっているか確認する。

(4) 電動ファン付き呼吸用保護具の着用

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、これを活用することが望ましいことに鑑み、上記(2)及び(3)の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用に当たっては、電気機械器具の一種であることに鑑み、現場の状況に応じ電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)に適合した電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用を要請する。

なお、ずい道等建設工事においては、要求防護係数に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用及び作業主任者の職務について、必要な指導を行う。

(5) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する要請等

労働災害防止団体の都道府県支部、関係事業者団体等に対し、構成事業場に向けて、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度を周知するとともに、構成事業場においても、労働者や関係請負人(一人親方等を含む。)に対して、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容を周知することを要請する。

また、関係事業者団体に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して、粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

(7) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

(4) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(6) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、都道府県産業保健総合支援センター又はその地域窓口である地域産業保健センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業（事業場訪問を含む。）等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

(7) じん肺診査における精度確保

じん肺の診査に係る制度の適切な運用には、じん肺診査の体制の維持・強化が必要不可欠である。診査時のじん肺所見の見落としはあってはならないことから、地方じん肺診査医には、放射線科医と呼吸器内科医を両方任命するよう極力努める。じん肺診査の体制については、人材の確保が極めて重要であることから、局においても、日頃から機会を捉えて地方じん肺診査医の候補者の情報収集や人材育成、地域の医療機関との関係構築に努める。

じん肺健康診断に用いる画像はじん肺法第3条でエックス線写真とされているが、この取扱いに変更はない。なお、CT写真はじん肺健康診断の際に参考資料として閲覧して、特にじん肺所見があると総合的に判断する場合に利用して差し支えない。

なお、デジタル画像による診断に関しては、医療用モニターについて、平成23年9月26日基安労発0926第1号「「じん肺標準エックス線写真集」（平成23年3月）フィルム版及び電子媒体版の取扱いについて」の別添「「じん肺標準エックス線写真集」電子媒体版について」において具備すべき条件を示しているところであり、医療用モニターが全局に導入されたことから、今後関係通達の改正を予定しているところである。

(8) ずい道等建設工事の発注者に対する要請等の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講じることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づく対策を実施するための経費の確保について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が策定した「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和3年4月）についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

2 本省の実施事項

(1) 事業者団体等に対する要請の実施

令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正において、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることや当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施すること等が義務化された（令和6年4月1日施行）ところであり、これらの改正内容の関係団体等への周知等を図る。

(2) じん肺診査体制の強化

中央じん肺診査医会で地方じん肺診査医会の運営状況やじん肺の診査が困難となる場合における原因を把

握するよう努め、必要な技術的支援を行う。また、医療用モニターが全局において導入されたことから、今後はじん肺管理区分決定の申請者の利便性の向上や遠隔相談による支援の実現に向けたオンライン化等について必要な対応を進める。

(3) 各種調査・研究の実施

粉じんばく露の防止に効果的な呼吸用保護具の適正な使用に関する研究を行う。

また、近年、非典型的で急速に進行するじん肺の事案が散見されていることから、それらについての調査研究を行う。

さらに、近年における医療の進展や医学的知見の集積、過去の研究成果物及びそれに基づく知見等を踏まえ、「じん肺標準エックス線写真集」の改訂の必要性を検討するとともに、じん肺健康診断及びじん肺診査を適切に実施するための「じん肺診査ハンドブック」の精査及び更新あるいはこれに代わるテキストの作成に関する研究を行う。

(4) その他

所属する事業場が転々と変わるずい道等建設工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を行い、ずい道等建設工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

(別添)

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置等を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち今後5年間に於いて事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

なお、じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要であり、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進する必要があること、粉じん則等が改正され、坑内作業場における粉じん障害防止対策の強化等がなされたこと、また、じん肺所見が認められる労働者及び離職時又は離職後にじん肺所見が認められる者の健康管理措置を進める必要があること、地域によっては、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止等の推進を図る必要がある。

こうしたことから、第10次粉じん障害防止総合対策においては、「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」「ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策」「じん肺健康診断の着実な実施」「離職後の健康管理の推進」「その他地域の実情に即した事項」を重点事項として、主としてこれら事項において事業者が重点的に講ずべき措置について記述している。

第2 具体的実施事項

1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

(1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」等に基づき、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。

なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負担が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第20条の3の規定により粉じんにさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行うこと。

(3) 改正省令に関する対応

令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)による改正において、第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に

有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付けられた（令和6年4月1日施行）ことから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具の着用等を行うこと。

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成12年12月26日付け基発第768号の2。以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。）に基づき、粉じん濃度が $2\text{mg}/\text{m}^3$ となるよう、措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和3年4月）も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られ、切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等に応じて、有効なものとする必要があることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

[1] 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

[2] 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

[3] コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、ずい道粉じん対策ガイドライン記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の結果に応じた措置の徹底

事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ 健康管理システム

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施行する事業者は、ずい道等建設労働者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成31年3月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。

ウ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」（平成9年2月3日付け基発第70号）に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対し、肺がん検診の受診及び禁煙について強く働きかけること。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

3 じん肺健康診断の着実な実施

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、

作成した記録の保存を確実に行うこと。

4 離職後の健康管理の推進

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（平成29年3月策定。以下「ガイドブック」という。）を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

5 その他地域の実情に即した事項

地域の実情をみると、引き続き、アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があることから、事業者は、必要に応じ、これらの粉じん障害防止対策等について、第9次粉じん障害防止総合対策の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の以下の措置を引き続き講じること。

(1) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

- ア 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則（平成24年4月1日施行）の内容に基づく措置の徹底
- イ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ウ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- エ 健康管理対策の推進
- オ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

(2) 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- ア 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- イ 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ウ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- エ 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- オ 特別教育の徹底
- カ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- キ たい積粉じん対策の推進
- ク 健康管理対策の推進

(3) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底させること。

また、事業者は、その要旨について、当該作業場の見やすい場所への掲示、衛生委員会等での説明、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

(4) 屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、屋外における鉱物等の破碎作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底させること。

また、事業者は、呼吸用保護具の使用を徹底するため、その要旨を当該作業場の見やすい場所への掲示、衛生委員会等での説明、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を

実施すること。

6 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、上記の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。

資料 8

〈職場における喫煙対策のためのガイドライン（抄）〉

（平成 15 年 5 月 9 日付け基発 0509001 号厚生労働省労働基準局長通達）

項 目	内 容
基本的考え方	<p>1 喫煙対策は、労働衛生管理の一環として職場で組織的に取り組み、全員参加の下に確実に推進すること。</p> <p>2 本ガイドラインは、事業場において関係者が講ずべき原則的な措置を示したものであり、事業者は、本ガイドラインに沿いつつ、事業場の実態に即して職場における喫煙対策に積極的に取り組むことが望ましいこと。</p> <p>3 適切な喫煙対策の方法としては、全面禁煙と空間分煙があり、本ガイドラインは、空間分煙を中心に対策を講ずる場合を想定したものであること。</p>
経営首脳者、管理者、労働者の果たすべき役割	<p>経営首脳者、管理者、労働者は協力して喫煙対策に取り組むとともに、それぞれ次の役割を果たすよう努めること。</p> <p>1 経営首脳者は喫煙対策の円滑な推進のために率先して行動すること。</p> <p>2 管理者は経営首脳者の基本方針の下に対策の円滑な推進のために積極的に取り組み、喫煙者等が守るべき喫煙行動基準に従っていない者に対して適切な指導を行うこと。</p> <p>3 労働者は自らが喫煙対策を推進することが特に重要であることを認識し、喫煙対策について積極的に意見を述べること。</p>
喫煙対策の推進計画	<p>喫煙対策の推進計画は、衛生委員会等で検討し、当面の計画及び中長期的な計画を策定すること。</p>
喫煙対策の推進体制	<p>喫煙問題を喫煙者と非喫煙者の個人間の問題として、当事者にその解決を委ねることは、喫煙者と非喫煙者の人間関係の悪化を招くなど、問題の解決を困難にする可能性がある。</p> <p>そのため、事業者の責任の下に次の措置を講じること。</p> <p>1 衛生委員会等の下に喫煙対策委員会を設置し、喫煙対策を具体的に推進するための合意形成の方法の検討、喫煙対策の具体的な進め方、喫煙行動基準等を検討すること。</p> <p>2 喫煙対策の担当部課やその担当者を定め、喫煙対策委員会の運営、喫煙対策に関する相談、苦情処理等の喫煙対策全般についての事務を掌握させること。</p>
施設・設備の対策	<p>1 喫煙室又は喫煙コーナー（以下、「喫煙室等」という。）の設置に当たっては、可能な限り、喫煙室を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置すること。</p> <p>2 喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式である喫煙対策機器を設置すること。</p> <p>やむを得ない措置として、たばこの煙を除去して屋内に排気する方式である空気清浄装置を設置する場合には、喫煙室等の換気に特段の配慮を行うこと。</p>

項目	内容
職場の空気環境	<p>1 浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm以下とするように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上とするように必要な措置を講ずること。</p> <p>なお、職場の空気環境の測定は、喫煙対策実施の効果を把握するために喫煙対策の実施の前後に行う他、その効果を維持管理するために定期的に行うこと。</p>
喫煙に関する教育等	受動喫煙による健康への影響、喫煙対策の内容、喫煙行動基準等に関する教育や相談を行うこと。
喫煙対策の評価	定期的に喫煙対策の推進状況及び効果の評価を行い、その結果に基づいて必要に応じて喫煙対策の改善を進めること。
その他の留意事項	<p>1 喫煙者と非喫煙者が相互の立場を十分に理解すること。</p> <p>2 妊婦及び呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者については、格別の配慮を行うこと。</p> <p>3 喫煙対策の周知を図るため、喫煙場所の表示、ポスターの掲示等を行うこと。</p> <p>4 喫煙対策の事例等の情報を収集し、関係者に提供すること。</p>

参考

〈用語の意味〉

・受動喫煙

自らの意志とは関係なく、環境中のたばこの煙を吸入すること。

・空間分煙

喫煙場所と非喫煙場所を分けることをいうが、室全体に喫煙対策機器等を設置することによってたばこの煙の拡散を抑制し、受動喫煙を防止する方法が含まれる。